

# 富山県建設みらい人材活躍支援事業費補助金 実 施 要 領

## 1 目的

富山県では、建設業における技術者不足や業務負担の解消を図るため、建設企業や事業者団体が行う、技術職と事務職の間をつなぐ多様な人材の育成・活用や建設業を支える人材を確保するための取組みに対し、各支援事業を実施します。

## 2 補助対象者

### ① IT人材育成支援事業

補助金を申請する年度における富山県建設工事競争入札参加資格を有し、その主たる営業所を県内に有する建設企業。

### ② 技術者キャリアアップ支援事業

一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらからなる協議会等のいずれかに該当する団体であって、主に建設企業等（建設業法第3条の許可を受けている者、若しくは当該許可を受けないで建設業を営む者）によって構成される事業者団体。（以下「事業者団体」という。）

ただし、土木・建築施工管理技士の資格取得に係る取組みを行う事業者団体は、厚生労働省の人材確保等支援助成金を受給して事業を実施するものに限る。

### ③ 人材活躍事例発表会開催事業

### ④ 大学生・高校生向け現場見学会開催事業

事業者団体のうち、厚生労働省の人材確保等支援助成金を受給して事業を実施するもの。

## 3 補助対象経費

### ① IT人材育成支援事業

建設企業が行う、ITスキルを活用して技術者業務を支援する人材の育成に要する経費を補助

【対象】建設ディレクター育成講座受講料

ドローン、3D CAD活用のための講座・講習受講料

※「技術者業務を支援する人材」に該当する者

(i) 建設ディレクターの資格を有する者

(ii) 建設ディレクター育成講座を受講中の者又は本補助事業において

建設ディレクター育成講座を受講する者

## ② 技術者キャリアアップ支援事業

事業者団体が行う、建設企業在職者の技術力向上のための取組みに要する経費（建設業法で定める国家資格のうち、土木・建築・造園施工管理技士の資格取得に係るもの）

## ③ 人材活躍事例発表会開催事業

事業者団体が行う、多様な人材（建設ディレクター等）の活用を進める先進企業による事例発表会の開催経費

## ④ 大学生・高校生向け現場見学会開催事業

事業者団体が行う、建設系学科の大学生・高校生を対象とした、建設業における多様な人材（建設ディレクター等）の活躍について紹介する現場見学会、座談会等の開催経費

## 4 補助率・補助金額

補助対象事業	補助上限額	補助率
1 IT人材育成支援事業	30万円	補助対象経費のうち建設企業負担額の2分の1以内
2 技術者キャリアアップ支援事業	土木・建築 100万円	補助対象経費のうち事業者団体負担額の2分の1 (総事業費の6分の1) 以内
	造園 20万円	
3 人材活躍事例発表会開催事業	10万円	
4 大学生・高校生向け現場見学会開催事業	30万円	

## 5 申請方法等

(1) 申請期間 令和8年4月1日（水）から令和9年1月31日（日）

募集開始後、所定の書類が提出された先着順で審査を行い、結果を個別に通知します。

- ・補助金交付申請書
- ・事業計画書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・経費の算出根拠がわかる書類（見積書等）の写し、事業内容のわかる書類等
- ・建設企業のみ：ドローン又は3D CAD活用のための講座・講習を受講する者が「技術者業務を支援する人材」であることを示す資料
- ・事業者団体のみ：定款、現在事項証明書（発行後3カ月以内のもの）、決算書（直近2カ年）

※交付申請書類等の様式は富山県ホームページに掲載しています。

(2) 申請方法 電子申請

## 7 補助対象事業終了の報告

対象事業が終了してから 30 日以内又は令和 9 年 2 月末日のいずれか早い日までに提出してください。(厳守)

- ・ 補助金実績報告書
- ・ 実績報告書 (様式第 3 号)
- ・ 収支精算書 (様式第 4 号)
- ・ 支出を証する書類の写し等 : 請求書、領収書、振り込みを証明する書類等
- ・ 事業の実施状況が確認できる資料 : 写真、講座の修了証の写し等

## 8 注意事項

- (1) I T 人材育成支援事業において、本事業内で建設ディレクター育成講座を受講しない者がドローン、3 D C A D 活用のための講座・講習を受講する場合、その者が建設ディレクターの資格を有すること又は建設ディレクター育成講座を受講中であることが確認できる書類を提出してください。
- (2) 補助金の交付決定日以降に実施し、令和 9 年 2 月末日までの期間に支出される経費が対象となります。交付決定前に申込み、契約、支払い等を行った場合、原則として補助金の交付は受けられません。
- (3) 補助は当該年度の予算の範囲内において実施します。また、予算には限りがあるため、原則として補助金交付申請書の受付順に補助金の交付事務を進めます。
- (4) 取組内容について、成果や事例として広く紹介することがあります。また、その後の状況等についてヒアリング等を行うことがあります。
- (5) 交付要綱等を必ず確認いただき申請をお願いします。

## 9 問い合わせ及び提出先

〒 9 3 0 - 8 5 0 1

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県 土木部 建設技術企画課 建設業係

T E L 0 7 6 - 4 4 4 - 3 3 1 6

F A X 0 7 6 - 4 4 2 - 7 9 5 4

メール akensetsu01@pref.toyama.lg.jp